

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	オーストラリア	中国	韓国	マレーシア	シンガポール	タイ
自国の大学の認可・認定制度の概要	学校教育法及び大学設置基準に則り、文部科学大臣が設置認可をする。	大学の設置認可は、州立・私立を問わず、各州が州の法律に基づいて実施している。少数ではあるが、アクレディテーション団体からアクレディットされていることを認可の要件としている州もある。州によって設置認可要件の厳しい州と緩い州がある。アクレディテーションは、大学の任意によるもので、義務ではないが、連邦政府の奨学金の受給資格と連動していることもあり、州の認可を受けた大学の8割程度は、機関別(地域別)アクレディテーション団体の認定を得ている。このほか専門分野別アクレディテーション団体も60団体ほど活動している。	伝統的な大学は、国王の設立勅許状により大学法人としての法的地位と学位授与権が付与される。旧ポリテクニク等は、法律により一斉に大学としての地位と学位授与権が付与された。	私立大学は、「大学」の名称を使用しているが、法律上は大学として認められていない。私立高等教育機関の設立手続きは、次のとおりである。 1. 設置者が個人(EU加盟国及びユーロ圏参加国の国民)の場合は国民教育省出先機関に届出 2. 上記1以外の個人の場合は所轄の大学区の国民教育審議会の答申を待って国民教育省出先機関に届出 3. 設置者が団体の場合は、団体の設立の届出の後、大学区事務局に届出	州立大学が主であるが、非州立の大学(私立大学に相当)の設置については、大学大綱法において、州立大学に劣らない学修が行われること、入学志願者、教員などの質が州立大学と同等であることが認可の条件とされている。これを一般原則として、各州の大学法等に規定が設けられており、これに基づいて、州ごとに認可が行われている。 なお、1998年には国際通用性の観点から、学士・修士の学位を新設するとともに、これらの過程について、アクレディテーション団体による認定が義務付けられた。	ほとんどの大学が州法に基づき州立大学 私立大学は、州法に基づき州当局の認可を受ける必要がある。	「全日制高等教育機関暫定設置条例」に基づき、国(教育部)が審査、認可。 高等教育法第4条は、学校の設立等について以下のように定めている。 ・学校を設立しようとする者は、施設・設備等、大統領令の定める設立基準を備えていなければならない。 ・国家以外の者が、学校を設立しようとする場合、教育人的資源部長官の認可を受けなければならない。 ・公・私立学校の設立・経営者は、学校を廃止するなど、大統領令の定める重要事項を変更しようとする場合、教育人的資源部長官の認可を受けなければならない。	国立大学の一部は法人化している。 私立大学はプログラムごとのアクレディテーションが義務付けられ、国が実態把握、閉鎖の措置等を講ずる。	国立大学の一部は法人化している。 私立大学はプログラムごとのアクレディテーションが義務付けられ、国が実態把握、閉鎖の措置等を講ずる。	「大学」は3大学のみであり、うち2校は国立大学、残る1校は財政上の援助を受けた法的経営という意味合いでの私立大学。その他ポリテクニク、自国の学位制度の範囲外にある各種高等教育・中期高等教育レベルの私立教育・学習サービス機関が存在する。 現教育省(2003年再編)は省庁再編前までは、文部省・大学省の2つの省庁であり、「大学」については大学省所管、「(大学以外の)高等教育機関」については文部省所管であったため、認可制度の異なる機関が混在している。 その他、現在の教育省以外の省庁が所管する学士レベル、大学院レベルの教育を提供する機関が60校程度存在する。	
外国大学の分校・教育プログラム等の認可・認定制度(自国の大学の認可・認定制度との異同を含めて説明)	無 外国大学分校等のための特別な制度はない。大学としての法的地位を得るためには、文部科学大臣の設置認可が必要。認可されるためには、大学設置基準を満たす必要がある。認可を受けた当該外国大学の分校は日本の大学として扱われる。	無 外国大学分校等のための特別な制度はないと思われる。	有 勅許状又は法律により学位授与が認められている自国の大学とは別 法律の規定に基づき、大臣命令によって学位授与権の認定を受けることが可能。 また、英国大学のヴァリデーションを得ることによって、当該英国大学の学位が授与されるプログラムを提供することが可能。	無 外国大学分校のみに適用される制度は無し。 仏教育法典に則り、私立の高等教育機関の設立の手続きが必要である。	無 原則として、外国大学分校のための特別な制度は無し。 州立大学と同等の地位を得るには、個々の州政府の認可を受けなければならない。 ブレメン州では米国Rice大学との連携により設立されたブレメン国際大学を同州の高等教育法に基づき、私立大学として認可している。なお、本大学はドイツの大学としての学位(学士)を授与するものであり、ドイツの学術審議会の認証を受けている。	有 外国大学を含め高等教育機関の認可・規制は各州の権限 各州は、連邦と合意した取決め(豪州における運営を求める外国高等教育機関)に沿って認可制度を整備しており、自国大学の認可制度とは異なる。	有 「國務院令」(中外共同学校設置条例) ・外国の大学が単独で設置はできない。中国の大学との共同設置が条件。 ・学部以上の機関の設置認可は国(教育部)が行う。(設置に当たっては、「国内大学の設置基準を参考にするとある」)	無 特別な認可制度はない。 国内の教育機関と同様、非営利学校法人の制度の対象となる。	有 分校については政府による誘致の形態をとる。私立高等教育機関として設立。 国内の私立大学と同様にプログラムごとのアクレディテーションが義務付けられている。	無 学部レベルでは、外国大学の参入を受け入れていない。 大学院レベルでは、既存の国内大学との連携プログラムや、世界的に優秀な高等教育機関の誘致という形で選択的に誘致しているため、いわゆる認可・認定をするという性格のものではない。 ジュニア・カレッジなど、学位と結びつかない中等後教育に関しては、私立学校の設置規定の一環として認可規定・外国学校の公的リストが存在する。	無 特定の規定がなく、国内大学と同じ認可制度が適用されている。
認可・認定に当たり当該分校・プログラム等の出自国における認可・認定の要否(簡潔な説明を付して)	否 何ら考慮されない。認可を受けるには、設置基準を満たす必要がある	否 アクレディテーションについては、米国の学位を授与する分校でなければアクレディットされる実質的なメリットがないため、出自国の認可・認定は要件とはならない。 州の認可についても、出自国の認可・認定は要件とならないと思われる。	否 法律の規定上は要件なし。	否 フランス国内における当該高等教育機関等の法的位置付けの際には何ら考慮されない	否 外国大学分校等のための特別な法令規定は、原則として存在しない。 ただし、上記ブレメン国際大学の例については不明。	要 上記取決めは、審査基準として以下の内容等を定めている。 ・出自国において合法的に設立された本物の高等教育であること。 ・教育コースが出自国において権能ある機関によるアクレディテーションを受けていること	不明 出自国の認可・認定については、上記条例には記載なし。ただし、実際の運用は不明。	否 出自国における認可・認定が要件として課されている。	要 誘致されている大学は、いずれも出自国の認可・認定を受けている。	要 誘致されている大学は、いずれも出自国の認可・認定を受けている。	否 特別な規定がない
外国の制度に基づく(外国大学(本校)の学位授与の可否)	不可 設置認可を受けていなければ、日本の制度上は、学位として取り扱われない。	不明	可 大臣命令による学位授与権の認定は、英国当局の認定した学位(英国の学位)とするもの。 認定を受けない外国大学分校等の修了者に外国制度に基づく学位を授与することは、犯罪要件から除外されるという消極的意味で許されるが、英国当局はその質を保証しないとされており、信用力・通用性に問題がある。	不明 一般論として外国大学の学位を入学資格等の面で、正規の学位として認めるかどうかは、各仏国高等教育機関の判断による。 ただし、私立高等教育機関としての設立手続きを経ていない外国大学分校等に関する取扱いは不明。	不明 外国の大学で取得した学位が、ドイツ国内の高等教育機関の出す学位との同等性を有するには、各州文部大臣会議の外国教育制度中央本部による、学位認定が必要となる。 ただし、州政府の認可を受けていない外国大学分校等が認定の対象となるか否かは不明。	不明 外国大学としての運営を認可する以上、本校の学位であると思われるが、要確認。	可 外国大学の学位が授与される場合は、国際条約及び国の関係規定に基づいて認定される。	不明 外国大学分校等の認可の実例がないので、不明。	可 英国・豪州等の大学が当該国大学(本校)の学位を授与している。	可 大学院レベルでの誘致プログラムでは、積極的に推奨されている。	可 米国でアクレディテーションを受けている大学が本校から米国の学位を提供している。
外国大学の分校等に對する制度または取扱いの理念・目的・背景等	外国大学分校等のための特別な制度・取扱いは、存在しない。		大臣命令による認定対象は、外国の大学に限定されず、国内の非大学機関も認定されている。 認定を受けていない外国大学分校等は、禁じられていないが、何ら特別な地位を与えられていない。	外国大学分校等のための特別な制度は存在しない。	外国大学分校等のための特別な制度は、原則として存在しない。	豪州の高等教育の競争力強化のため、一定の全国的共通性を持った認可・質保証制度(州ごと)を整備すべく、連邦各州教育担当大臣会議が、2000年3月に採択した「高等教育の認可過程に関する全国的取決め」(5つの取決めから成る)の一つとして上記取決めを設けた。	対外開放を拡大し、外国の優れた教育資源を導入する(教育部長)。 WTO(世界貿易機関)への正式加盟(2001年12月)。	外国大学分校等のための特別な制度は存在しない。 ただし、「特区」における外国教育機関設置の規制緩和の動きが伝えられる。	国内の高等教育需要を満たす進学機会が十分でないため、伝統的に海外留学生が多かったが、1997年のアジア危機を契機として、コスト面から、自国内での外国高等教育機関の展開を進めるようになった。他方で、周辺国およびイスラム諸国に対する高等教育のハブとしての役割を旨とするという将来展望もある。	国際的な経済展開に支えられた都市国家として人材養成を重視。その観点から、選択的にトップ大学の良質な教育サービスを積極的に誘致。他方で、国際商業国家として、優秀な外国人学生を積極的に受け入れ、高等教育のセンター的役割を目指す。 但し、一般的には外国大学がシンガポール現地機関を通じて教育サービスを展開する場合には、当該プログラム提供の責任は、当該大学及び現地機関にあるので興味がある学生は入学前にできる限りプログラム内容を確認すべき旨、シンガポール政府は推奨している。	内部・外部質保証制度で国内大学の競争力を強め、海外への学生の流出をくい止めるとともに、海外大学との提携を教育研究の質の向上のための手段として用い、国内の教育水準を高めるよう努力している。 タイ国内に進出してきた海外の大学は、タイのみならず広くアジアから学生を集めており、現状ではAITのような「国際大学」に近い存在として考えられている。

自国の大学の海外分校・海外教育プログラム等の取扱い(各国比較)

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	オーストラリア	中国	韓国	マレーシア	シンガポール	タイ
自国の大学の海外分校・海外プログラム等に対する認可・認定・その他の設置規制の有無・内容	無(認められない) 現行の学校教育制度は、我が国の大学が外国において高等教育を提供し、学位を授与することを想定していないため、あくまで外国の教育施設とみなされ、我が国の教育制度の枠外となる。	有 教育機関別(地域別)アクレディテーションについては海外分校も含めて本校所在地の地域アクレディテーション団体が担当するのが原則である。 州の所管である設置認可の詳細は不明。	無(自由) 高等教育機関による海外での教育提供は自由裁量である。	不明	不明	不明	有 「高等教育機関海外進出暫定管理方法」に基づく。 ・学部以上の機関等を設置する場合、国の審査承認が必要。 ・単独、当該国大学との共同設置のいずれも可能。	無(放任) 高等教育法によれば、海外分校は認められている。(「詳細は大統領令により定めると規定」) ただし、現在までに「大統領令」は出されていない。 実際には海外分校が設置されているが、政府として認可したものは無い。	要調査 自国の大学が海外進出している状況がない。政府の方針、認可制度については不明。	不明 大学院レベルで主に自国の学生を対象とした海外大学との協力プログラム、上海交通大学との中国での協力プログラムがある。大学が3つしかなく、このプログラム自体が国家政策に基づいている。認可制度に関しては不明。	無 法規上想定されていない。自国の大学が海外進出している状況がない。 通信制の公開大学が海外の学生を有しているが、ランチもなく、あくまでも海外在住タイ人を対象とした自国のプログラムである。 周辺諸国の大学との提携は現状では「援助・協力」のレベルであり、自国の学位の提供は想定されていない。
認可・認定以外の質保証システムの有無・内容	無 上記の制度的取扱いにより、特段の質保証システムはない。	無	有 英国の大学等が海外において現地機関との提携によって提供している高等教育の質保証のため、QAA(高等教育質保証機構)が海外監査(評価)を実施している。同監査は任意制。 他機関との提携による教育提供に関する行動規範を作成し、大学への助言として示すとともに、海外監査のチェックポイントとして参照。	不明	不明	有 上記全国的取り決めにより、 ・大学理事会が責任を負う ・AUQA(豪州大学質機関)による監査(機関評価)の対象となる ・豪州において提供される教育に相当するスタンダードの維持が求められる などの質保証を取り決めている。	不明 「高等教育機関海外進出暫定管理方法」 ・学位を授与する学校・課程については、「中国高等教育の水準と信用を維持しなければならない」と規定	無	不明	不明	無 法律上想定されておらず、現状では実態がない。 1999年国家教育法においては、「すべての教育機関」が外部評価を受けなければならないと定められている。
自国の制度に基づく自国大学(本校)の学位授与の可否	不可 あくまで当該外国の教育施設であり、仮に現地の法制により学位授与が認められても、当該施設の学位は、我が国の大学の学位とはみなされない。また、我が国の大学(本校)による学位授与は認められない。	有 教育機関別(地域別)アクレディテーションについては、本校と同じ条件で教育が行われていることが認定の要件となるため、米国内で同等に適用する学位が授与される。 州の取り扱いについては不明。	可 英国大学(本校)の学位を授与している。	不明	不明	可 豪州大学(本校)学位を授与している。	可 「高等教育機関海外進出暫定管理方法」 ・中国の大学の学位・卒業資格を授与する場合は、中国の規定に基づいて課程を設置。	不明 政府の認可による海外分校がないため、現実には設置されている海外分校に係る学位の取扱いは不明。	不明 自国の大学が海外進出している状況がない。	不明 上海交通大学との協力プログラムについて、調査が必要。	不明 現状では海外に分校がないため、不明。 周辺諸国との提携形態は要調査。
海外分校等に対する制度または取扱いの理念・目的・背景等	現行制度は、我が国の大学が外国において教育を提供し、学位を授与することを想定していない。	地域別アクレディテーション団体は、海外で提供されるプログラムのアクレディテーションに関するグッドプラクティスを採択している。	英国の大学の広範な自律性の一環として、海外での教育提供・学位授与についても何ら規制していない。 英国の高等教育の競争力強化とブランド維持のため、任意制の上記海外監査や行動規範による助言を行っている。 なお、英国は自国の教育マーケティング・キャンペーンにおいてブランド化を重視しており、その輸出戦略において質保証を英国の強みとみなしている。		国内外の留学生支援団体のドイツ学術交流会(DAAD)が国際戦略プログラムを展開。連邦政府は2001年に「高等教育の将来のためのイニシアティブ」の枠組みで支援を開始。	豪州の高等教育の競争力強化のため、一定の全国的共通性をもった認可・質保証制度(州ごと)を整備すべく、連邦・各州教育担当大臣会議が2000年に採択した「高等教育の認可過程に関する全国的取決め」(5つの取決めから成る)の一つとして、上記取決めを設けた。 なお、政府は、その国際教育政策(教育サービスの輸出戦略が中心的な内容)において、自国教育の質保証とブランドを重視し、大学団体等と協力して海外での教育サービスに関する新たな質保証の枠組みを開発するとしている。	改革開放と教育・科学技術の発展成果を外国に伝え、中国の文化を発揚し、中国の国際的地位と評価を高める(教育部)。 WTO(世界貿易機関)への正式加盟(2001年12月)。				現状では想定されていない。